

# 水質検査の御案内



**水質検査実施中**

株式会社トナーセキュリティ

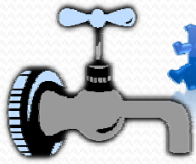


大腸菌

レジオ  
ネラ菌

鉛

トリク  
ロロエ  
チレン



おいしくて安全な水を使用する為に！  
水質検査は定期的に

安全

簡易専用水道



水道法による  
水質検査

特定建築物



ビル管法による  
水質検査

## 簡易専用水道

- ★ ビル・マンションの多くは水道水を一旦受水槽に受けて給水しています。その為、衛生的に管理しないとイケません。適正に管理する必要があります。
- ★ 有効容量 $10\text{m}^3$ 以下の受水槽は法的な義務はありませんが、受水槽から給水するという構造は同じですので同様の管理方法をお勧めします。

## 特定建築物

- ★ 特定用途で延べ床面積 $3000\text{m}^2$ 以上の建築物においては6か月以内に1回15項目検査、年1回(6月～9月)に11項目の検査が必要です。  
(井戸水は給水前50項目検査、3年に1回8項目)

建物の衛生的環境整備・貯水槽の清掃のご相談は  
㈱トーノーセキュリティまでお気軽にお問い合わせください